

長建協発第95号
平成24年6月12日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

「登録基幹技能者パンフレット」について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年1月に、建設業法施行規則が改正され、同年4月から国土交通大臣の登録をうけた登録基幹技能者講習を修了した者を「登録基幹技能者」として、経営事項審査で加点評価されることとなりました。

このような制度改正を受け、基幹技能者制度推進協議会では、建設現場での施工の要となる登録基幹技能者の更なる活用に向けて、周知活動や活用促進に向けた方策の検討を行っているところであります。

つきましては、この度、同協議会における周知活動の一環として標記パンフレットが作成されましたのでお知らせ申し上げます。